

訪問看護 重要事項説明書

© 2024年11月改定
ご利用者様 ほおずき

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」第10条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 ほおずき 鬼燈
代表者氏名	みき ときこ 三鬼 斉子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府池田市畑4丁目3-5 7F・グレース102 電話番号 072-748-6311 FAX番号 072-748-6310
法人設立年月日	2019年2月15日

2. 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション ほおずき
	介護保険指定事業所番号 2762590202
	指定事業所番号 第2762590202
事業所所在地	大阪府池田市畑4-3-5 7F・グレース102
連絡先	電話番号 072-748-6311 FAX番号 072-748-6310 (不在時、転送電話にて対応)
相談担当者名	管理者: 三鬼 斉子
通常のサービス提供地域	池田市・箕面市・豊中市(その他の地域は要相談)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 利用者が訪問看護と必要となった場合に可能な限りその居宅での自立した生活が営むことができるように支え、心身機能の維持回復を図る。 2 要介護状態の軽減・悪化の防止に資するように、目標を設定し、計画的に行う。 3 利用者の人格を尊重し、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス、福祉サービスと連携に努める。 4 サービス終了時には利用者及び家族に適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(ただし、12月30日～1月3日は休業日とします。)
営業時間	午前9時～午後6時

(4) サービス提供可能な曜日と時間帯

サービス提供日	日曜日～土曜日	サービス提供時間	24時間 年中無休
---------	---------	----------	-----------

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師 三鬼 斉子	
職種	職務内容	人員数
管理者	1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護等職員	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 5名 以上

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ① 健康相談(血圧・体温・呼吸・脈拍など健康チェックと助言) ② 日常生活の看護(清潔・食生活・排泄のケア、療養環境の整備) ③ 在宅リハビリテーション看護(体位交換、日常生活動作の訓練、福祉用具の利用相談、外出・レクリエーションの支援) ④ 精神・心理的な看護(不安な精神・心理状態のケア、生活リズムの調整) ⑤ 認知症の看護(認知症の方への対応方法指導や相談、生活リズムの調整) ⑥ 終末期の看護(癌・難病などの方への対応方法指導や相談、精神的・心理的ケア) ⑦ 訪問看護リハビリ(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリ)

※ 理学療法士等の訪問は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に提供させていただきます。

※ サービスご利用時に作成される記録(訪問看護記録Ⅱ)の記載時間もサービス時間内に含まれます。

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) その他ご利用者へのお願い

- ① 貴重品・金銭の管理はご利用者様・ご家族様で行ってください。職員が出入りする場所や時間帯に置くことは避けてください。
- ② サービスを行う上で、危険が伴うものや、サービスに支障をきたす物についてはあらかじめ移動いただくようお願い申し上げます。
- ③ 居室でペットを飼っておられる方は、ペットの安全を守り、円滑なサービスを行う上でもゲージに入れるか別室への移動等のご協力をお願いいたします。

(4) 提供するサービスの利用料

- ① 介護保険で算定・・・ 介護保険被保険者で要介護・要支援の状態である方

(但し、末期の悪性腫瘍患者、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、急性憎悪による特別訪問看護指示書が交付された場合は医療保険で算定。)

- ② 医療保険で算定・・・
 - ア) 40歳未満の利用者
 - イ) 40歳以上で要介護・要支援でない利用者
 - ウ) 上記①の下線の状態にある利用者

介護保険証		
介護保険 負担割合証		
後期高齢医療保険者証		
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証		
国民健康保険被保険者証	(国保)	高齢受給者証
健康保険被保険者証	(社保)	
高額負担限度額認定証		
特定医療費(指定難病)受給者証		
自立支援医療(精神通院医療)受給者証		
医療証(障がい者・老人・こども・他)大阪府のみ適用		
原爆者手帳	その他()	

(5) 費用に関する注意事項

介護保険利用時のサービス提供時間数は、実際にサービスに提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

各種加算については、利用者の同意を得て、別添同意書をご記入いただきます。

(6) 通常のサービス提供を越える費用(全額自己負担)

介護保険または医療保険の給付対象とならない訪問看護の場合(介護保険区分支給限度額を超えてサービスを受ける場合、自費利用分)は全額利用者の負担となります。

介護保険を適用する場合

看護師による訪問

《要介護の場合》

10.84

池田市 地域係数

池田

サービス提供時間帯	サービス内容略称	サービス提供時間数	単位	費用総額	利用者負担額		
					(1割の場合)	(2割の場合)	(3割の場合)
昼間	訪看 I 1	20分未満	314	3,403円	341円	681円	1,021円
	訪看 I 2	30分未満	471	5,105円	511円	1,021円	1,532円
	訪看 I 3	30分以上1時間未満	823	8,921円	893円	1,785円	2,677円
	訪看 I 4	1時間以上1時間30分未満	1128	12,227円	1,223円	2,446円	3,669円
夜間	訪看 I 1・夜	20分未満	392	4,249円	425円	850円	1,275円
	訪看 I 2・夜	30分未満	589	6,384円	639円	1,277円	1,916円
	訪看 I 3・夜	30分以上1時間未満	1028	11,143円	1,115円	2,229円	3,343円
	訪看 I 4・夜	1時間以上1時間30分未満	1409	15,273円	1,528円	3,055円	4,582円
深夜	訪看 I 1・深	20分未満	471	5,105円	511円	1,021円	1,532円
	訪看 I 2・深	30分未満	706	7,653円	766円	1,531円	2,296円
	訪看 I 3・深	30分以上1時間未満	1234	13,376円	1,338円	2,676円	4,013円
	訪看 I 4・深	1時間以上1時間30分未満	1691	18,330円	1,833円	3,666円	5,499円

*准看護師が訪問した場合90/100で算定

理学療法士等による訪問

サービス提供時間帯	サービス内容略称	サービス提供時間数	単位	費用総額	利用者負担額		
					(1割の場合)	(2割の場合)	(3割の場合)
昼間 <small>理学療法士・作業療法士 言語聴覚士</small>	訪看 I 5	20分	294	3,186円	319円	638円	956円
	訪看 I 5	40分	588	6,373円	638円	1,275円	1,912円
	訪看 I 5・2超	60分	795	8,617円	862円	1,724円	2,586円
早朝・夜間 <small>理学療法士・作業療法士 言語聴覚士</small>	訪看 I 5・夜	20分	367	3,978円	398円	796円	1,194円
	訪看 I 5・夜	40分	734	7,956円	796円	1,592円	2,387円
	訪看 I 5・2超・夜	60分	993	10,764円	1,077円	2,153円	3,230円

前年度実績をふまえて、理学療法士等による訪問回数が看護職員の訪問回数を上回っている場合は、1回につき8単位減算

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、一回につき所定単位数の100分の25、深夜の場合は100分の50に相当する単位が加算されます。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
訪問時間	午前6時から 午前8時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

※指定訪問看護ステーション・病院又は診療所の場合(加算)

加算	算定回数	単位	費用総額	利用者負担額		
				(1割の場合)	(2割の場合)	(3割の場合)
緊急時訪問看護加算 I	1月あたり1回	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
訪問看護特別管理加算 I	1月あたり1回	500	5,420円	542円	1,084円	1,626円
訪問看護特別管理加算 II	1月あたり1回	250	2,710円	271円	542円	813円
訪問看護ターミナルケア加算	死亡月に1回	2500	27,100円	2,710円	5,420円	8,130円
複数名訪問加算 (I)	1回あたり(30分未満)	254	2,753円	276円	551円	826円
	1回あたり(30分以上)	402	4,357円	436円	872円	1,308円
複数名訪問加算 (II)	1回あたり(30分未満)	201	2,178円	218円	436円	654円
	1回あたり(30分以上)	317	3,436円	344円	688円	1,031円
長時間訪問看護加算	1回あたり	300	3,252円	326円	651円	976円
訪問看護初回加算 (I)	退院日当日訪問	350	3,794円	380円	759円	1,139円
訪問看護初回加算 (II)	初回のみ	300	3,252円	326円	651円	976円
退院時共同指導加算	1回あたり	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
口腔連携強化加算	月一回に限る	50	542円	55円	109円	163円

看護師による訪問

《要支援の場合》

10.84 池田市 地域係数

サービス提供時間帯	サービス内容略称	サービス提供時間数	単位	費用総額	利用者負担額		
					(1割の場合)	(2割の場合)	(3割の場合)
昼間	予防看 I 1	20分未満	303	3,284円	329円	657円	986円
	予防看 I 2	30分未満	451	4,888円	489円	978円	1,467円
	予防看 I 3	30分以上1時間未満	794	8,606円	861円	1,722円	2,582円
	予防看 I 4	1時間以上1時間30分未満	1090	11,815円	1,182円	2,363円	3,545円
夜間	予防看 I 1・夜	20分未満	379	4,108円	411円	822円	1,233円
	予防看 I 2・夜	30分未満	564	6,113円	612円	1,223円	1,834円
	予防看 I 3・夜	30分以上1時間未満	992	10,753円	1,076円	2,151円	3,226円
	予防看 I 4・夜	1時間以上1時間30分未満	1362	14,764円	1,477円	2,953円	4,430円
深夜	予防看 I 1・深	20分未満	454	4,921円	493円	985円	1,477円
	予防看 I 2・深	30分未満	676	7,327円	733円	1,466円	2,199円
	予防看 I 3・深	30分以上1時間未満	1190	12,899円	1,290円	2,580円	3,870円
	予防看 I 4・深	1時間以上1時間30分未満	1634	17,712円	1,772円	3,543円	5,314円

* 准看護師が訪問した場合90/100で算定

理学療法士等による訪問

サービス提供時間帯	サービス内容略称	サービス提供時間数	単位	費用総額	利用者負担額		
					(1割の場合)	(2割の場合)	(3割の場合)
昼間 <small>理学療法士・作業療法士 言語聴覚士</small>	予防看 I 5	20分	284	3,078円	308円	616円	924円
	〃	40分	568	6,157円	616円	1,232円	1,848円
	予防看 I 5・2超	60分	429	4,650円	465円	930円	1,395円
早期・夜間 <small>理学療法士・作業療法士 言語聴覚士</small>	予防看 I 5・夜	20分	355	3,848円	385円	770円	1,155円
	〃	40分	710	7,696円	770円	1,540円	2,309円
	予防看 I 5・2超・夜	60分	537	5,821円	583円	1,165円	1,747円

利用開始月の属する月から12か月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位減算。若しくは15単位減算（前年度実績をふまえて、理学療法士等による訪問回数が看護職員の訪問回数を上回っている場合は減算対象）

サービス提供開始時刻が早期・夜間の場合は一回につき所定単位数の100分の25、深夜の場合は100分の50に相当する単位が加算されます。

提供時間帯	早期	夜間	深夜
訪問時間	午前6時から	午後6時から	午後10時から
	午前8時まで	午後10時まで	午前6時まで

※ 指定訪問看護ステーション・病院又は診療所の場合（加算・減算）

加算	算定回数	単位	費用総額	利用者負担額		
				(1割の場合)	(2割の場合)	(3割の場合)
予防緊急時訪問看護加算 I	1月あたり1回	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
予防訪問看護特別管理加算 I	1月あたり1回	500	5,420円	542円	1,084円	1,626円
予防訪問看護特別管理加算 II	1月あたり1回	250	2,710円	271円	542円	813円
予防訪問看護初回加算 (I)	退院日当日訪問	350	3,794円	380円	759円	1,139円
予防訪問看護初回加算 (II)	初回のみ	300	3,252円	326円	651円	976円
予防訪問看護退院時共同指導加算	1回あたり	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
口腔連携強化加算	月一回に限る	50	542円	55円	109円	163円

医療保険を適用する場合

(1) 訪問看護療養費

区分		看護師等による訪問	利用者負担額		
			(1割の場合)	(2割の場合)	(3割の場合)
訪問看護基本療養費(Ⅰ) 30分~1時間30分 (1回に付)	イ 看護師による訪問	5,550円×訪問日数 (週3日まで)	555円	1,110円	1,665円
		6,550円×訪問日数 (週4日目以降)	655円	1,310円	1,965円
	ハ 理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士による訪問	5,550円×訪問日数 (週3日まで・週4日目以降)	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 30分~1時間30分 (1回に付) 同一日に二人	イ 看護師による訪問	5,550円×訪問日数 (週3日まで)	555円	1,110円	1,665円
		6,550円×訪問日数 (週4日目以降)	655円	1,310円	1,965円
	ハ 理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士による訪問	5,550円×訪問日数 (週3日まで・週4日目以降)	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 30分~1時間30分 (1回に付) 同一日に三人以上	イ 看護師による訪問	2,780円×訪問日数 (週3日まで)	278円	556円	834円
		3,280円×訪問日数 (週4日目以降)	328円	656円	984円
	ハ 理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士による訪問	2,780円×訪問日数 (週3日まで・週4日目以降)	278円	556円	834円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	8,500円外泊中の訪問看護(管理療養費なし)		850円	1,700円	2,550円
○特別地域訪問看護加算	基本療養費の50/100				
○緊急訪問看護加算	イ 月14日目まで 2,650円×緊急訪問日数		265円	530円	795円
	ロ 月15日目以降 2,000円×緊急訪問日数		200円	400円	600円
○難病等複数回訪問加算	イ 一日に2回の場合 4,500円		450円	900円	1,350円
	イ 一日に3回の場合 8,000円		800円	1,600円	2,400円
○長時間訪問看護加算	5,200円(週1回)		520円	1,040円	1,560円
○複数名訪問看護加算	イ 他の看護師(准看護師を除く)と同時に実施 4,500円		450円	900円	1,350円
	ハ 他の看護補助者と同時に実施(厚生労働大臣が定める場合を除く) 3,000円		300円	600円	900円
	ニ 他の看護補助者と同時に実施(厚生労働大臣が定める場合に限る)				
	(1) 一日に1回の場合 3,000円		300円	600円	900円
	(2) 一日に2回の場合 6,000円		600円	1,200円	1,800円
	(3) 一日に3回の場合 10,000円		1,000円	2,000円	3,000円
○夜間・早朝訪問看護加算	午前6時~午前8時、午後6時~午後10時: 2,100円		210円	420円	630円
○深夜訪問看護加算	午後10時~午前6時: 4,200円		420円	840円	1,260円
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合 7,440円		744円	1,488円	2,232円
	2日目以降 3,000円		300円	600円	900円
○24時間対応体制加算 Ⅰ	6,800円(該当月に1回)		680円	1,280円	1,920円
○退院時共同指導加算	8,000円(該当月)		800円	1,600円	2,400円
○特別管理指導加算	2,000円(該当月)		200円	400円	600円
○退院支援指導加算	6,000円(該当月)		600円	1,200円	1,800円
○退院支援指導加算 長時間	8,400円(該当月)		840円	1,680円	2,520円
○在宅患者連携指導加算	3,000円(該当月に1回)		300円	600円	900円
○在宅患者緊急時カフレス加算	2,000円(該当月に2回)		200円	400円	600円
○特別管理加算 Ⅰ	5,000円(該当月に1回) *重症度のより高い利用者		500円	1,000円	1,500円
○特別管理加算 Ⅱ	2,500円(該当月に1回)		250円	500円	750円
○訪問看護医療DX情報活用加算	50円(1カ月に1回)		5円	10円	15円
訪問看護情報提供療養費1.2.3	1,500円(1ヶ月に1回) *提出先の求めに応じて		150円	300円	450円
○訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円(該当月に1回)		2,500円	5,000円	7,500円
○訪問看護ターミナルケア療養費	10,000円(該当月に2回)		1,000円	2,000円	3,000円

* 准看護師の訪問の場合 所定単位の90/100を算定させていただきます。
(費用合計額の1~3割が利用者負担金※利用者が提示する被保険者証等で確認)

(2) 精神科訪問看護基本療養費

区分	内容	利用者負担額			
		(1割の場合)	(2割の場合)	(3割の場合)	
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	30分以上 (1回に付)	5,550円×訪問日数 (週3日まで)	555円	1,110円	1,665円
		6,550円×訪問日数 (週4日目以降)	655円	1,310円	1,965円
	30分未満 (1回に付)	4,250円×訪問日数 (週3日まで)	425円	850円	1,275円
		5,100円×訪問日数 (週4日目以降)	510円	1,020円	1,530円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一日に二人	30分以上 (1回に付)	5,550円×訪問日数 (週3日まで)	555円	1,110円	1,665円
		6,550円×訪問日数 (週4日目以降)	655円	1,310円	1,965円
	30分未満 (1回に付)	4,250円×訪問日数 (週3日まで)	425円	850円	1,275円
		5,100円×訪問日数 (週4日目以降)	510円	1,020円	1,530円
訪問看護基本療養費(Ⅲ) 同一日に三人以上	30分未満 (1回に付)	2,780円×訪問日数 (週3日まで)	278円	556円	834円
		3,280円×訪問日数 (週4日目以降)	328円	656円	984円
	30分未満 (1回に付)	2,130円×訪問日数 (週3日まで)	213円	426円	639円
		2,550円×訪問日数 (週4日目以降)	255円	510円	765円
訪問看護基本療養費(Ⅳ)	8,500円外泊中の訪問看護(管理療養費なし)	850円	1,700円	2,550円	
○精神科緊急訪問看護加算	イ 月14日目まで 2,650円×緊急訪問日数 ロ 月15日目以降 2,000円×緊急訪問日数	265円 200円	530円 400円	795円 600円	
○精神科複数回訪問加算	イ 一日に2回の場合 4,500円 ロ 一日に3回の場合 8,000円	450円 800円	900円 1,600円	1,350円 2,400円	
○長時間精神科訪問看護加算	5,200円(週1回)	520円	1,040円	1,560円	
○複数名精神科訪問看護加算	イ 他の看護師(准看護師を除く)と同時に実施 4,500円	450円	900円	1,350円	
	ハ 他の看護補助者と同時に実施(厚生労働大臣が定める場合を除く) 3,000円	300円	600円	900円	
	ニ 他の看護補助者と同時に実施(厚生労働大臣が定める場合に限る)				
	(1) 一日に1回の場合 3,000円 (2) 一日に2回の場合 6,000円 (3) 一日に3回の場合 10,000円	300円 600円 1,000円	600円 1,200円 2,000円	900円 1,800円 3,000円	
○夜間・早朝訪問看護加算	午前6時～午前8時、午後6時～午後10時: 2,100円	210円	420円	630円	
○深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時: 4,200円	420円	840円	1,260円	
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合 7,440円	744円	1,488円	2,232円	
	2日目以降 3,000円	300円	600円	900円	
○24時間対応体制加算 Ⅰ	6,800円(該当月に1回)	680円	1,280円	1,920円	
○退院時共同指導加算	8,000円(該当月)	800円	1,600円	2,400円	
○特別管理指導加算	2,000円(該当月)	200円	400円	600円	
○退院支援指導加算	6,000円(該当月)	600円	1,200円	1,800円	
○退院支援指導加算 長時間	8,400円(該当月)	840円	1,680円	2,520円	
○在宅患者連携指導加算	3,000円(該当月に1回)	300円	600円	900円	
○在宅患者緊急時カフレックス加算	2,000円(該当月に2回)	200円	400円	600円	
○特別管理加算 Ⅰ	5,000円(該当月に1回) *重症度のより高い利用者	500円	1,000円	1,500円	
○特別管理加算 Ⅱ	2,500円(該当月に1回)	250円	500円	750円	
○訪問看護医療DX情報活用加算	50円(1カ月に1回)	50円	100円	150円	
○精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイ 8,400円	840円	1,680円	2,520円	
	精神科在宅患者支援管理料2のロ 5,800円	580円	1,160円	1,740円	
○看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円	
訪問看護情報提供療養費1.2.3	1,500円(1ヶ月に1回) *提出先の求めに応じて	150円	300円	450円	
○訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000円(該当月に1回)	2,500円	5,000円	7,500円	
○訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	10,000円(該当月に2回)	1,000円	2,000円	3,000円	

* 准看護師の訪問の場合 所定単位の90/100を算定させていただきます。
(費用合計額の1~3割が利用者負担金※利用者が提示する被保険者証等で確認)

4. 利用料、利用者負担額その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	1. 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	2. 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬までにお渡します
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	1. 利用者指定口座からの自動振替
	お支払いの確認ができましたら、領収書をお渡しますので保管されますようお願いいたします。再発行はいたしません。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。介護保険で利用の場合も医療費控除に使用できます。)

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※ 指定口座よりの自動振替手続きが完了するまでに、訪問が終了された場合はお振込みをお願いさせていただく場合もあります。

5. 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者の事情により、訪問看護職員の変更を希望される場合は、下記の相談担当者までご相談ください。

相談担当者 三鬼 斉子
電話番号 072-748-6311 FAX番号 072-748-6310
受付日及び受付時間 (月曜日～金曜日 午前9時～午後6時)

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6. サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、全ての被保険者資格(介護・医療)公費等、の有無及び有効期間を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします

(4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

(5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(6) 適切なサービスを提供する為、感染症対策の為に、訪問事前段階での発熱・転倒等状態に変化があった場合は必ず事前にお電話にてご連絡ください。

7. サービス利用の中止又は変更

- (1) 利用者がサービスの利用中止・変更を希望する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
- (2) 利用者の都合で中止・変更する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。
- (3) ご連絡いただけない場合や急なキャンセルが続く場合はキャンセル料が発生します。
- (4) 入院・入所等により1か月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により希望される時間や曜日に対応できない場合がございます。ご了承ください。
- (5) 当事業所、職員に対してのハラスメント行為に対しては、しかるべき手段・対策をとらせていただいてもなおハラスメント行為が続く場合は訪問を中止させていただく場合がございます。

* ハラスメント行為とは。

叩く・蹴る・暴言で威嚇する。怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言・行為・叫ぶ・大声を出す・訪問看護の業務以外の強要・人格否定・理不尽な要求など。

訪問看護ステーションほおずきでは、ハラスメント委員会を設置しています。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護師 三鬼 斉子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止検討委員会を開催し、虐待防止の為に指針を整備し、定期的に周知活動を行います。
- (6) 介護相談員を受入れます。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

なお救急車等を利用して緊急搬送される場合、看護師等が同乗することは制度上できません。

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者 総合補償制度 (三井住友海上火災保険株式会社)
保障の概要	業務遂行中の対人対物事故、事業者が預かった利用者の財物に起因する事故、事業活動に伴う人格権侵害事故

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用 者及 びそ の家 族に 関す る秘 密の 保持 につ いて	<p>①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人 情報 の保 護に ついて	<p>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

12. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14. 居宅介護支援事業者等との連携

- ①指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、速やかに情報の提供を行います。

15. サービス提供の記録

- ①訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。（記録の記載時間もサービス提供時間に含まれます。）
- ②指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は提供の日から5年間保存します。
- ③利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16. 非常災害時の対応

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けたBCP計画を策定しています。

地震・台風・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、やむを得ずサービスを中止する場合があります。その際にはご連絡いたします。

17. 衛生管理及び感染症対策について

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 当ステーションの感染対策委員会を概ね6か月に一回以上の委員会開催し、感染症の予防・まん延防止の為に指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施します。

18. 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

・このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 三鬼 斉子 (連絡先:072-748-6311)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額

曜日	訪問時間帯	サービス内容	訪問内容	保険適用の有無
月	: ~ :	介護 医療 自費	看護 リハビリ	有・無
火	: ~ :	介護 医療 自費	看護 リハビリ	有・無
水	: ~ :	介護 医療 自費	看護 リハビリ	有・無
木	: ~ :	介護 医療 自費	看護 リハビリ	有・無
金	: ~ :	介護 医療 自費	看護 リハビリ	有・無
土	: ~ :	介護 医療 自費	看護 リハビリ	有・無
日	: ~ :	介護 医療 自費	看護 リハビリ	有・無

* 利用料金の算出方法 (公費負担医療制度をご利用の方は、上限金額までの費用が発生します。)

介護保険

利用者負担額 × 訪問回数 + その他加算等 = 1か月あたりの
(訪問単位による算出) (契約内容に応じて) 利用料金総額

× 回 + =

医療保険

利用者負担額 × 訪問回数 + その他加算等 = 1か月あたりの
(基本療養費 + 管理療養費) (契約内容に応じて) 利用料金総額

利用金額総額に負担割合をかけた金額が実際のお支払い料金になります。

(3) その他の費用

交通費の有無	(有 ・ 無)	円
--------	-----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

◎ 自費でのご利用の場合

看護師・療法士等の訪問

一回あたりの訪問料金

看護 30分 訪問	看護師による訪問	5,000円 (税込 5,500円)
看護 60分 訪問		9,000円 (税込 9,900円)
看護 90分 訪問		13,000円 (税込 14,300円)
リハビリ 40分 訪問	療法士による訪問	7,000円 (税込 7,700円)
リハビリ 60分 訪問		9,000円 (税込 9,900円)

19. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア. 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ. 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション ほおずき 相談・苦情受付責任者:三鬼 斉子	所在地:大阪府池田市畑4-3-5 7F・グレス102 電話番号:072-748-6311 FAX番号:072-748-6310 受付時間:午前9時~午後6時
【市町村(保険者)の窓口】 池田市 保健福祉部 高齢介護課	所在地:池田市城南1丁目1番1号 池田市役所2階 電話番号:072-754-6123 FAX番号:072-752-9785 受付時間:午前9時~午後5時
【市町村(保険者)の窓口】 箕面市 健康福祉部 高齢福祉課	所在地:箕面市萱野5-8-1 電話番号:072-727-9559 FAX番号:072-727-3539 受付時間:午前9時~午後5時
【市町村(保険者)の窓口】 豊中市 健康福祉部 福祉事務所 高齢者支援課	所在地:豊中市中桜塚3-1-1号市役所第二庁舎1階 電話番号:06-6858-2235 FAX番号:06-6858-3611 受付時間:午前9時~午後5時
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地:大阪府中央区常磐町1-3-8 電話番号:06-6949-5244 FAX番号:06-6949-5417 受付時間:午前9時~午後5時

*その他の地域に関しては各市町村窓口・公的団体の窓口にご相談ください。

20. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府池田市畑4-3-5 モア・グレース102
	法人名	株式会社 鬼燈
	代表者名	三鬼 斉子
	事業所名	訪問看護ステーション ほおずき
	説明者氏名	三鬼 斉子

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示

2024 年診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーションほおずきは、地方厚生局長等に届けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

これに係る施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、および活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。2 の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、および活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している
4. 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲示している

2024 年 6 月 1 日

訪問看護ステーションほおずき
管理者 三鬼斉子